# 電気需給契約書（案）

呉市（以下「発注者」という。）と，　　　　　　　　　　　　（以下「受注者」という。）とは，　　　　　　　　で使用する電気の需給に関し，次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　受注者は，別紙仕様書に基づき，発注者の　　　　　　　で使用する電気を需要に応じて供給し，発注者は受注者にその対価（以下「電気料金」という。）を支払うものとする。

（契約金額）

第２条　契約金額は，次のとおりとする。

| | | |
|---|---|---|
| 基本料金単価 | | 円／kW |
| 電力量料金単価 | 夏　　季 | 円／kWh |
| | その他季 | 円／kWh |

注１；料金単価には消費税及び地方消費税を含む。

注２；夏季とは毎年７月１日から９月３０日までの期間，その他季とは毎年１０月１日から翌年６月３０日までの期間とする。

２　前項の契約金額を改定する必要があるときは，発注者と受注者とが協議して，これを改定することができる。

（供給期間）

第３条　電力供給期間は令和４年１０月１日から令和５年９月３０日までとする。

（契約保証金）

第４条　発注者は，受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡等）

第５条　受注者は，本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し，または承継させてはならない。ただし，発注者の承諾を受けた場合はこの限りではない。

（使用電力量の増減）

第６条　発注者の使用電力量は，発注者の都合により予定使用電力量から変動することができる。

（契約電力等）

第７条　契約電力が５００キロワット以上の場合，契約電力は，使用する負荷設備及び受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，操業度等を基準として，発注者と受注者とが協議によって定めることとする。なお，この場合の契約電力は，契約上使用できる電気の最大需要電力であることから，第８条の計量により算定する値が原則としてこれを超えないものとする。

２　契約電力が５００キロワット未満の場合，各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値とする。

（使用電力量の検針）

第８条　毎月の電力量の計量日は，発注者と受注者が協議の上，定めるものとし，受注者は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量する。

（電気料金の算定）

第９条　電気料金は，基本料金と電力量料金の合計額（当該金額に１円未満の端数があるときには，その端数を切り捨てた金額）とする。
２　基本料金は，契約電力に第２条第１項の基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし，受注者は，仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができる。
３　電力量料金は，前条により読み取った１月の使用電力量に第２条第１項の電力量料金単価を乗じて得た額とする。ただし，みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成２８年経済産業省令第２３号）に定める燃料費調整制度に準じて電力量料金を変動させることができる。
４　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金については，経済産業大臣が定める単価に基づき算定するものとする。
（電気料金の支払及び遅延利息）
第１０条　受注者は，前条により算定した額（当該金額に１円未満の端数があるときには，その端数を切り捨てた金額）を１か月毎に請求するものとする。
２　発注者は，前項の規定に基づく適法な請求を受けたときは，その日から起算して３０日以内に電気料金を支払う。
３　発注者の責めに帰すべき事由により，受注者が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては，受注者は，当該未払い金額につき，遅延日数に応じ，政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）をもって計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求できる。
（契約解除）
第１１条　発注者は，次の各号の一に該当すると認めたときは，本契約の全部又は一部を解除することができる。
(1) 受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めたとき。
(2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。
(3) 契約の履行に当たり，法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
(4) 本契約の履行に関し，受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。
(5) 前各号に掲げる場合のほか，この契約に違反し，その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
２　受注者は，前項第３号から第５号までの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても，その損害の賠償を発注者に請求することはできない。
３　受注者は，第１項第３号から第５号までの規定により契約を解除されたときは，契約期間に係る電力料金の額（複数年契約においては，当該金額の年割最高額とする。）の１０分の１に相当する額を違約金として，発注者の指定する期限内に支払わなければならない。ただし，受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは，この限りでない。
（契約解除後の処理）
第１２条　契約が解除された場合には，第１条の義務は消滅する。
２　発注者は，契約が解除された場合において，既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは，次の各号により算定した額の合計額（その額に１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）を受注者に支払うものとする。
(1) 契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を，同月の契約解除した日ま

での日数を１か月３０日として按分した額

⑵ 同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に，第２条第１項の電力量料金単価を乗じて得た額

３　前項の支払は，第１０条に従うものとする。

（相殺）

第１３条　発注者は，受注者に対して有する金銭債権があるときは，受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。この場合において，相殺して，なお不足があるときは，受注者は，発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

２　前項の場合において，充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

（談合行為等の措置）

第１４条　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，直ちにこの契約を解除することができる。

⑴ 受注者が，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令を受け，当該命令が確定したとき。

⑵ 受注者が，独占禁止法第６２条第１項に規定する納付命令を受け，当該命令が確定したとき。

⑶ 受注者（受注者が法人の場合にあっては，その役員又は使用人）が，刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６の規定による刑に処せられたとき。

⑷ 受注者（受注者が法人の場合にあっては，その役員又は使用人）が，刑法第１９８条の規定による刑に処せられたとき。

２　受注者は，前項の規定に該当するときは，契約を解除するか否かにかかわらず，契約期間に係る電力料金の額（複数年契約においては，当該金額の年割最高額とする。）の１０分の２（ただし，同項第４号に該当するときは１０分の１）に相当する金額を損害賠償金として，発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

（役員等が暴力団関係者である場合等の解除）

第１５条　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，直ちにこの契約を解除することができる。

⑴ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を，受注者が法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

⑵ 役員等が，暴力団，暴力団関係者，暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

⑶ 役員等が，暴力団，暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与していると認められるとき。

⑷ 前３号に規定するときのほか，役員等が，暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑸ 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

２　第１１条第３項の規定は，前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第１６条　受注者は，契約の履行に当たり，暴力団等からの不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には，その旨を直ちに発注者に報告するとともに，所轄の警察署に届け出なければならない。

２　受注者は，前項の場合において，発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

３　受注者は，前項の排除対策を講じたにもかかわらず，電気の供給に支障が生ずるおそれがある場合には，発注者と協議しなければならない。

４　受注者は，暴力団等から不当介入による被害を受けた場合には，その旨を直ちに発注者に報告するとともに，被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

５　受注者は，前項の被害により，電気の供給に支障が生ずるおそれがある場合には，発注者と協議しなければならない。

（守秘義務）

第１７条　発注者及び受注者は，本契約の締結により知り得た相手方の情報を，事前に相手方の承諾を得ることなく，第三者に漏洩してはならないものとする。

２　発注者及び受注者は，契約期間満了後又は解約等による契約終了後も，前項の守秘義務を遵守するものとする。

（長期継続契約）

第１８条　本契約は，地方自治法第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約であり，発注者は，この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の予算において，この契約の経費に係る金額について減額又は削除があった場合には，契約を解除することができる。

（裁判等の管轄）

第１９条　発注者又は受注者は，発注者と受注者との間の紛争に係る民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和２６年法律第２２２号）に基づく調停の申立てについては，呉簡易裁判所又は広島地方裁判所に行う。

（その他）

第２０条　本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項について必要が生じたときは，呉市契約規則（昭和３９年呉市規則第５０号）及び電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）の定めるところによるほか，発注者及び受注者が信義誠実の原則に従い協議して定める。

本契約の締結を証するため，本書２通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上，各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　呉市中央４丁目１番６号
呉　市
呉市長　新　原　芳　明

受注者